

地域森林計画（案）に対する意見等

通し番号	掲載ページ	原文	意見	対応
1	表紙写真 P9	Ⅲ 各森林計画区の概況 1 計画を樹立する計画区(上越) (2) 自然的背景 オ 自然・歴史 「妙高山麓県民の森」	「県民の森」の役割と県内の所在箇所等を語句説明覧(脚注?)に記載したらどうか。	P9 右側注釈欄に「県民の森」の目的、箇所数を記載しました。
2	P11	(1)下越森林計画区 ○計画区の概要	下越森林計画区では観測地点が津川のみとなっているが理由はあるか。 ※中越、佐渡森林計画では、複数の箇所、○○～○○℃、□□～□□mmのように幅を持った記載になっている。	各計画区の掲載情報の統一を図るため、代表的な観測地点の情報を加え、以下のとおり修正しました。 気 候: 日本海側気候 平均気温 11.6～13.9℃、 平均降雨量 1,603～2,687mm前後 (粟島、村上、下関、中条、津川、新潟、新津、巻)
3	P19	1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (3) 計画期間内に到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態	・林型区分の割合(上越森林計画区)で現況から計画期末の移行面積をそれぞれ示しているが、育成単層林、複層林、天然性林それぞれがどのタイプに移行しているか内訳を示して欲しい。また、その面積は伐採量(主伐、間伐)との関連はあるか。 ・各種計画量が連動し、合理的な説明ができることを委員に示して欲しい。	移行の内訳等についてスライドで説明させていただきます。
4	P22	2 森林の整備に関する事項 (2) 造林に関する事項 i 人工造林に関する指針 「ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることとします。」	造林者への指針となるべき事項を記載するのであれば、「ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られるように施業を行うこととします。」とか？低密度植栽時に造林者が留意すべき事項が何か、そのためにすべきことについて具体的な記載が必要と思います。	スライドで説明させていただきます。
5	P22	(2)造林に関する事項 i 人工造林に関する指針 人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種*など現地の自然条件に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種、花粉の少ない苗木の選定、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等、技術的合理性に基づいた効率的な作業システムの導入に努めることとします。ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることとします。	変更内容に異存はありません。 しかし、前段の文章で一文の中に、読点で並列に記載されている内容について、造林に関するあらゆる項目を一まとめで記載していること、区切った方がまとまりのある文章になると思います。ご検討願います。 【修正案】 人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種など現地の自然条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定し、花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。また、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム及び低密度植栽の導入に努めることとします。ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることとします。	人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種など現地の自然条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種や花粉の少ない苗木の選定に努めることとします。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム及び低密度植栽の導入など、技術的合理性に基づいた効率的な施業の実施に努めることとします。 ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることとします。

通し番号	掲載ページ	原文	意見	対応
6	P33	<p>い 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針</p> <p>ア 公益的機能別施業森林の区域の基準</p> <p>イ 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針</p>	<p>・「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は「野生生物のための回廊(移動経路)として機能している森林」を区域の基準とし、イ 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針においては、「特定広葉樹の育成を行う施業」が該当する施業と思われる。</p> <p>・野生生物のための回廊(移動経路)として機能している森林の施業は、「育成の対象とする樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積以上の材積を維持すること、かつ、それ以外の樹種にあっては、その樹種の標準伐期齢における立木材積の1/2以下の材積を維持すること」が具体的な施業方法としてマッチしているか。</p>	<p>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特定広葉樹の育成を行う施業のほかにも、長伐期施業、複層林施業、択伐による複層林施業の設定が可能であり、それぞれの実情に応じて市町村が適切な方法を設定するものと考えております。</p>
7	P38	<p>(6) 森林施業の合理化に関する事項</p> <p>い 面的にまとまった森林経営の確立及び森林施業の集約化の促進に関する方針</p> <p>「そのため、地方公共団体は地域の合意形成の促進を図り、境界の整備に関する支援並びに林業事業者等に対する森林情報の提供・公開及び助言・あっせん等の支援を行うとともに、森林経営管理制度*を活用した森林整備を進めます。」</p>	<p>上越計画区の森林経営管理制度を活用した森林整備実績についてご教示願いたい(箇所、面積)</p> <p>※P59 (5) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況</p> <p>経営管理権(上越市 213 件 121.73ha、妙高市 2件 35.53ha、糸魚川市 3 件 43.91ha)</p> <p>経営管理実施権(上越市 3 件 37.40ha)</p> <p>との関連も説明願いたい。</p>	<p>①森林経営管理制度では、市町村が森林所有者から所有森林の経営管理委託を受ける場合、市町村が伐採等を実施できる経営管理権が設定されます。</p> <p>②委託を受けた森林のうち、経営管理に適した森林は、市町村が民間事業者等に再委託して森林整備を実施しますが、再委託に当たって、民間事業者等が伐採等を実施できる経営管理実施権が設定されます。</p> <p>③一方、経営管理に適さない森林は、市町村が間伐等を実施します。</p> <p>森林経営管理制度を活用した森林整備実績は②と③の合計となり、R6年度実績は56.43ha(箇所数は未把握)です。</p> <p>《内訳》</p> <p>②上越市3件37.40ha</p> <p>③19.03ha(上越市6.00ha、妙高市5.63ha、糸魚川市7.40ha)</p>
8	P42	<p>v その他必要な事項</p>	<p>森林づくり活動とは別に、林野庁も推進している「木育」という言葉を追加してはいかがでしょうか？幼稚園、小中高生と若い世代に木材利用を通じて森林環境への意識を高めてもらうために今後必要なことだと思います。</p>	<p>P42 v その他必要な事項</p> <p>ア 県民の活動参加意欲の醸成と参加ニーズに応えた情報の提供</p> <p>木育の記述を追記しました。</p>
9	P45	<p>(3) 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>い 鳥獣害防止森林区域の設定の基準</p> <p>野生鳥獣の生息域が拡大し、個体数の市町村森林整備計画では、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」に基づき、ニホンジカ等の野生鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林、又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、林班を単位として、対象とする鳥獣別に「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下、鳥獣害防止森林区域という。)」を定めることとします。</p>	<p>具体的な設定を指定している市町村はあるか。</p> <p>ニホンジカだけが対象か。</p>	<p>市町村森林整備計画において、県内3市村が指定しております。</p> <p>村上市：ツキノワグマ</p> <p>粟島浦村：ニホンジカ</p> <p>糸魚川市：ニホンジカ</p>
10	P69、87	<p>(表1 森林から森林以外への異動面積)</p> <p>「5 その他へ」</p>	<p>「5 その他へ」の内容を記載していただけるとありがたいです。</p>	<p>航空写真等の解析により、現状に合わせて森林から森林外へ異動したものを「その他へ」としております。</p>